

○総務省令第七十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十五年度までの間に、第十二号については平成三十二年までの間に行われるものとする。</p> <p>〔一〇十二略〕</p>	<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十年までの間に、第十二号については平成三十二年までの間に行われるものとする。</p> <p>〔一〇十二同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。